

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が集金に来ていた区長に毎月納付していたが、私が 20 歳になって 1、2 年が経過したころ、役場から当該期間が未納である旨の通知があったので、同役場において再度、今度は私自身が一括納付した。

このように、申立期間の国民年金保険料を 2 回納付したのに、年金記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になって 1、2 年が経過したころに役場から申立期間に係る国民年金保険料の未納通知があったので、保険料を一括納付したと主張しており、未納通知があったとする時期は、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期とおおむね一致するとともに、申立期間の保険料はさかのぼって納付することが可能な期間である上、申立人が一括納付したとする保険料額も当時の保険料額とおおむね一致しており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

一方、申立人は、同期間について、申立人の父親が毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 10 月以降に払い出されたことが推認でき、当時、申立人は申立期間のほとんどの期間について国民年金に加入していなかったことを踏まえると、集金人は未加入期間に係る申立人の保険料を毎月集金することはできなかったものと考えられるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、ほかに申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を重複して納付していたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年2月28日まで

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が44万円から9万8,000円に減額されているので訂正してほしい。当時は給料を44万円もらっていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されており、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年11月1日）の後の平成4年3月7日付けで遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の15人についても、同日付けで遡^{そきゅう}及して標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、法人登記簿謄本から申立期間当時はA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、営業担当であって、給与事務には関与していなかったと説明しており、同僚も、申立人は営業担当であったと証言していることから、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理について直接関与していなかったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、かかる訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 53 年 3 月まで

昭和 50 年 3 月に A 市役所を退職後、自営業を始めた。年金の重要性は良く理解していたので、すぐに A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、時間を見付けて同市役所又は社会保険事務所の窓口で納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月に A 市役所を退職後、すぐに同市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 10 月に B 市で払い出されており、A 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、当時、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を A 市役所又は社会保険事務所の窓口で納付したと主張しているが、国民年金の未加入期間に保険料の納付書が発行されたとは考え難い上、申立期間における保険料の納付時期、保険料額等に係る申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から58年9月まで

私は、20歳のころ、A市の店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者ではなかったため、住民登録のあるB町（現在は、C市）の実家で国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料については、父が集金に来ていた区長に毎月納付していたが、昭和56、57年ごろ、役場から当該期間が未納である旨の通知があったため、同役場において、当該期間のうちの2年分の保険料を再度、今度は私自身が一括納付した。

このように、申立期間の国民年金保険料を毎月納付し、当該期間のうちの2年分の保険料は2回納付したのに、年金記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月以降に払い出されたことが推認される上、C市が保管するB町の昭和59年度国民年金保険料徴収簿には、同居する申立人の姉の氏名は記載されているものの、申立人の氏名は記載されておらず、同年度当時、申立人は国民年金に加入していなかったと考えられることから、申立期間についても国民年金の未加入期間であり、集金人が申立人の国民年金保険料を集金することはできなかったものとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間のうちの2年分の国民年金保険料を役場において一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡はうかがえない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を 60 年 12 月 6 日に過年度納付したことが社会保険庁の国民年金被保険者記録及び B 町の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付することができる期間の保険料を一括納付していることから、2 年分の保険料を一括納付したとする申立人の主張については、当該過年度保険料の納付ではないかと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から47年12月まで

申立期間当時、義父が経営する事業を手伝っており、義父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の義父は既に死亡している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、社会保険庁の記録では申立期間は未加入期間とされていることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 19 日から 20 年 5 月 10 日まで
A 社で厚生年金保険被保険者として勤務した期間のうち申立期間については、昭和 20 年 8 月 8 日に脱退手当金を支給している旨平成 19 年 5 月のねんきん特別便により知った。
脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給したことが記録されており、その支給記録は社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、A 社における申立人の資格喪失日から 1 か月後に支給決定されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時は、通算年金制度前であった上、A 社に勤務していた同僚の中で、同社を退職し、軍隊に入隊した二人の同僚のうち一人には脱退手当金の受給記録が認められる。

さらに、申立人は、脱退手当金の請求を行った記憶は無く、支給決定時期の直後には県外にいたため受給できる状況にはなかったと主張しているものの、兵役に服するに当たり、A 社を退職して入隊したのか、休職して入隊したのかの記憶が定かでなく、このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 21 日から 42 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 41 年 8 月 20 日から 43 年 2 月 19 日までの期間、A社に継続勤務していたが、申立期間の年金記録が抜けていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと主張しているが、同社には、申立人の勤務の継続及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関係資料は無い上、複数の同僚からも、申立人の申立期間における勤務に関する証言は得られない。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 41 年 11 月 6 日から 42 年 2 月 5 日までの期間において、A社とは別の事業所に勤務していたことが確認できる上、申立人が記憶している同僚は、「申立人のことを記憶しているが、申立人がA社に入社した時期は、昭和 42 年の春ごろだったと記憶している。」と証言しており、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、資格取得日が昭和 41 年 10 月 21 日から 42 年 3 月 24 日までの期間において、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号に欠落が無いことが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 29 日から 19 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB事業所が管理する人事記録の写しから判断すると、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人が研修所に就学していたことが同人事記録から確認できるところ、当時の労働者年金保険法では、男子筋肉労働者のみを被保険者としていたことから、当該期間について、申立人は、研修所の生徒であることを理由として、労働者年金保険に加入することができなかったものと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和 19 年 1 月から同年 9 月までの期間については、申立人が、現業労働者として勤務していたことを裏付ける同僚の証言は得られない上、社会保険事務所が保管するA社に係る同期間の労働者年金保険被保険者名簿では申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は申立期間当時の人事記録資料や賃金台帳等を保存しておらず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。